

糸情審答申第3号

令和8年2月12日

糸魚川市長 久保田 郁夫 様

糸魚川市情報公開・個人情報保護審査会

糸魚川市情報公開条例第17条第1項に基づく諮問について（答申）

令和7年8月28日付け総第797号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

糸魚川市長は、審査請求人が行った令和6年10月12日付開示請求及び令和6年12月7日付開示請求に対し、開示請求に係る文書を開示するかどうかの決定をすべきである。

第2 審査請求の内容

- 1 審査請求人は、令和6年10月12日、糸魚川市長に対し、開示請求（以下、「本件開示請求1」とする。）を行ったところ、現在に至るまで糸魚川市長から開示請求に係る文書を開示するかどうかの決定がなされていない（以下、「本件不作為1」とする。）。
- 2 審査請求人は、令和6年12月7日、糸魚川市長に対し、開示請求（以下、「本件開示請求2」とする。）を行ったところ、現在に至るまで糸魚川市長から開示請求に係る文書を開示するかどうかの決定がなされていない（以下、「本件不作為2」とする。）。

- 3 なお、審査請求人は、審査請求書において、開示決定の処分をするよう求めているが、実施機関の不作為に対する審査請求は、当該不作為の当否を判断するものであるため、上記1及び2の審査請求がなされたものとして判断する。

第3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関は、令和7年6月27日付弁明書において、糸魚川市情報公開条例（平成17年糸魚川市条例第14号。以下、「本件条例」とする。）第6条第1項柱書では、「開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない」と定められており、開示請求書に記載する事項については、同項第2号で「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」と定められているところ、本件開示請求に係る開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないため、開示請求がなされておらず、実施機関には開示請求に係る文書を開示するかどうかの決定をする義務がないため、不作為は存在しないと主張する。

第4 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張、実施機関の主張について、本件条例等に基づき具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和7年8月28日	諮問書を受領した
令和7年10月9日	審議を行った
令和7年11月6日	実施機関に質問書を提出した
令和7年11月20日	実施機関から回答書を受領した
令和7年12月24日	審議を行った

2 開示請求がなされた実施機関の対応について

本件条例第11条第1項では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して2週間以内に、当該開示請求に係る行政文書を開示するかどうかの決定(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときにする決定を含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」とある。

また、本件条例第6条第2項では、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」とある。

そのため、実施機関としては、開示請求があったときから2週間以内に、補正を求めない限りは、当該開示請求に係る行政文書を開示するかどうかの決定をしなければならない。

3 本件不作為1及び2について

(1) 本件不作為1について

実施機関は、令和6年10月14日、審査請求人が送信したメールに添付された開示請求書を受信し、同日が祝日であったため翌日に受領している。

また、実施機関は、令和6年12月6日、審査請求人に対しメールを送信しているが、その内容からして、開示請求に対する補正を求めるものとは判断できない。

上記経過からすると、実施機関は、遅くとも令和6年10月29日までに開示又は不開示の決定を行うべきところ、現在に至るまで、開示又は不開示の決定を行っていない。

(2) 本件不作為2について

実施機関は、令和6年12月7日、審査請求人が送信したメールに添付された開示請求書を受信し、同日が休日であったため同月9日に受領している。

また、実施機関は、令和7年1月10日、審査請求人に対しメールを送信しているが、その内容からして、開示請求に対する補正を求めるものとは判断できない。

上記経過からすると、実施機関は、遅くとも令和7年12月23日までに開示又は不開示の決定を行うべきところ、現在に至るまで、開示または不開示の決定を行っていない。

(3) 実施機関の主張について

実施機関は、開示請求書には「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないため、審査請求人は開示請求を行っていないと主張する。

当審査会において、令和6年10月12日開示請求書及び令和6年12月7日開示請求書を確認したところ、これらの開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載がない。

しかし、これらの開示請求書は、糸魚川市が用意する書式を利用していることから、本件条例第5条第1項における開示請求がなされたと解釈することができる。また、これらの開示請求書の記載内容からしても、明らかに行政文書の開示を求めないものとはいえない。そのため、実施機関が主張するような、審査請求人による開示請求が行われていないと判断することはできない。

なお、開示請求書の記載に不備がある場合、実施機関としては、開示請求者に対し補正を求めるか、又は、開示請求に対し拒否処分をすべきであり、開示請求に対し何らの応答をしないことは認められない。

(4) 小括

以上から、実施機関は、審査請求人が行った開示請求に対して、開示請求に係る文書を開示するかどうかの決定をしていない。

4 結論

以上のとおり、本件処分が本件条例等に基づいた適切な対応となっているか審査した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上